

酒類を輸出する際の輸出証明書の発行申請について

別紙 ZZ-L1「酒類に関する輸出証明書の発行要綱」2に規定している酒類に係る輸出証明書を受けようとする者については、別紙 ZZ-01「一元的な輸出証明書発給システムについて」の別添 1 の「一元的な輸出証明書発給システム利用規約」（以下「利用規約」という。）を遵守するとともに、下記に定めるとおり利用するものとする。

記

1 利用者

一元的な輸出証明書発給システム（以下「システム」という。）を利用できる者は酒類を輸出しようとする事業者等（以下「事業者」という。）とする。

2 システム利用に当たっての事前準備

システムを利用するためには、あらかじめ G ビズ ID プライムを取得する必要があります。取得していない場合には、G ビズ ID ホームページ (<https://gbiz-id.go.jp/top/>) より申請してください。

「輸出証明書発給システム利用申請書」を国税局（沖縄国税事務所を含みます。以下同じ。）に提出し、システム専用の ID（以下「ローカル ID」といいます。）を取得している方は、「4 ローカル ID の取扱い」をご覧ください。

3 システムの利用開始

G ビズ ID プライムを取得後、システム (<https://x-shinsei.maff.go.jp/exportweb/>) にログインの上、事業者情報を入力して事業者利用申請を行ってください。承認拠点（注）による承認が完了した後、利用が可能となります。

（注） 承認拠点は、事業者情報において入力をした都道府県を管轄する国税局となります。

4 ローカル ID の取扱い

令和 3 年 2 月以降にシステム利用のためにローカル ID の発行を受けている方については、当面の間はローカル ID を使用することができますが、G ビズ ID を発行してシステムを利用することで、以下の利点がありますので、是非 G ビズ ID によ

る利用をご検討ください。

	ローカル ID	G ビズ ID
① ユーザー ID 有効期限	・ 3 年 ※利用申請書の再提出による 更新が必要	・ 無期限
② ユーザーの 追加・変更等	・ 変更事項届出書等の郵送に よる提出	・ システム上で自ら追加・変更 が即時可能
③ 利用可能な システム	・ 一元的な輸出証明書発給シ ステム	・ 一元的な輸出証明書発給シス テム ・ G ビズ ID に対応した他の行 政システムの利用が可能 ※利用可能な行政システムは 順次拡大

5 システム障害等によりシステムを利用できない場合

システム障害等が生じた場合は、国税局酒税課（沖縄県においては沖縄国税事務
所間税課。以下同じ。）にお問い合わせください。

6 その他

システム操作マニュアル等は、国税庁ホームページの輸出証明書発給システムに
ついてのページ ([https://www.nta.go.jp/taxes/sake/yushutsu/shomeisho/index.
htm](https://www.nta.go.jp/taxes/sake/yushutsu/shomeisho/index.htm)) をご覧ください。

また、その他申請に関しご不明な点は、国税局酒税課にお問い合わせください。

なお、G ビズ ID に関する申請方法や技術トラブルについては、G ビズ ID ホーム
ページ (<https://gbiz-id.go.jp/top/contact/contact.html>) をご覧いただき、「G
ビズ ID ヘルプデスク」にメール又はお電話にてお問い合わせください。

輸出証明書発給システム利用申請書

☐ 新規☐ 更新

令和 年 月 日

申

(本店所在地又は住所地) 〒

(電話番号 —————)

請

(氏名又は名称及び代表者氏名)

(ふりがな)

者

国税局長 殿

法人番号

一元的な輸出証明書発給システムを利用するに当たり、一元的な輸出証明書発給システム利用規約を確認し、誓約事項に誓約の上、システムの利用について申請します。

申請者の
英語表記

(address)

(Name or corporation name)

システム利用者
(ユーザーID発行
対象者)

☐複數人申請

(所属部署・役職)

(氏名・フリガナ)

(電話番号)

(注) 複数のシステム利用者を申請する場合は、適宜の用紙に右の項目を記載してください。

(E-mail・フリガナ)

一元的な輸出証明書発給システム利用規約の他、誓約事項に記載の各項目に関して遵守することに同意しますか。

☐ 同意する

※ 国税局处理欄

入 力 年 月 日

免許保有の有無

輸出証明書発給システム利用申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、一元的な輸出証明書発給システム（以下「システム」といいます。）により酒類に関する輸出証明書の発行を申請する場合において、システムの利用申請のほか、既に利用している場合の有効期限の更新のために提出するものです。
- 2 この申請書は、申請者の本店所在地（個人事業者の場合は住所地）を所轄する国税局長（沖縄国税事務所長を含みます。）に提出してください。

（注） 1 国税局（沖縄国税事務所を含みます。以下同じ。）ではこの申請書に基づいて、システムを利用するためにユーザーIDとパスワードを通知いたします。

2 システムのご利用に当たっては、「一元的な輸出証明書発給システム利用規約」（国税庁ホームページ「<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/yushutsu/shomeisho/pdf/04.pdf>」に掲載されています。以下「利用規約」といいます。）を必ずお読みください。

3 酒類に関するシステムを利用するためには、ユーザーID及びパスワードの交付を受ける必要があります、ユーザーID等の交付を受けた後に利用可能となります。

なお、ユーザーIDの有効期限は交付を受けた日から3年となります。

- 3 システムを利用するに当たり、次の事項について誓約をする必要がございます。

《誓約事項》

(1) 利用規約を遵守するほか、実際にシステムを利用する者（第三者に委託する場合は、受託者のシステムを利用する者）に当該利用規約を遵守させること。

(2) システムを利用した証明書の交付申請に関する申請内容及び添付書類については、当該輸出酒類に係るものであり、かつ各書類の原本と相違ないこと。

なお、上記申請の時点で、出港日や運送方法等が未定でB/L番号又はAWB番号、出港日、船便名又は航空便名を空欄で申請する場合には、確定後に全ての欄を入力した証明書と確認書類を速やかにシステムに登録すること。

(3) 申請に係る事実の確認について、国税局から報告を求められたとき、又はその職員が、事務所、倉庫若しくは工場等に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を調査し、若しくは関係者へ質問することに対して協力すること。

なお、これに応じない場合や申請した内容が事実と異なることが判明した場合には、輸出証明書の発給の停止等の措置を受けること及び是正措置を講じること。

- 4 各欄は、次により記載してください。

(1) システムの利用を開始する方は☐新規に☒を付してください。すでに利用されている方で、有効期限を更新する場合には☐更新に☒を付してください。

(2) 「申請者」欄には法人の場合は申請者名、代表者名、所在地を記載してください。

なお、個人の方の場合、代表者名は記載不要です。

(3) 「システム利用者」欄には証明書の審査等で国税局等から問合せをする際の連絡先となる方を記載してください。

なお、証明書を申請するに当たり、システム利用者が複数となる場合は、複数申請の☒に☒を付してください。その際、利用者に関する情報は、別途適宜の用紙に記載し提出してください。

「E-mail」欄に記載していただいたアドレスにユーザーID及びパスワードが通知されることとなりますので、記載誤りのないようにしてください。

なお、記載内容の入力誤り防止の観点から、アドレスのフリガナも合わせて記載をしてください。

(4) 全ての欄を記入後、再度、利用規約及び上記3「誓約事項」をお読みいただき、同意、誓約いただける方は「同意する」の☒に☒を付してください。

輸 出 証 明 書 発 給 シ ス テ ム 利 用 申 請 書

☐ 新規
☒ 更新

収受印		令和 年 月 日													
申 請 者	（本店所在地又は住所地）〒〇〇〇－〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇1丁目1番1号 （電話番号 〇〇〇 － 〇〇〇 －〇〇〇〇）														
	（氏名又は名称及び代表者氏名） （ふりがな） まるまるしょうじ 〇〇商事株式会社 代表取締役 まるまる たろう 〇〇 太郎														
国税局長 殿	法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	
一元的な輸出証明書発給システムを利用するに当たり、一元的な輸出証明書発給システム利用規約を確認し、誓約事項に誓約の上、システムの利用について申請します。															
申 請 者 の 英 語 表 記	(address) 1-1-1〇〇 〇〇City 〇〇Pref. Japan														
	(Name or corporation name) 〇〇 Trading Co.,Ltd														
システム利用者 (ユーザーID発行 対象者) ☐ 複数人申請 (注) 複数のシステム 利用者を申請 する場合は、適 宜の用紙に右の 項目を記載して ください。	(所属部署・役職) 〇〇部 係長														
	(氏名・フリガナ) コクゼイ イチロウ 国税 一郎														
	(電話番号) 〇〇〇 － 〇〇〇 －〇〇〇〇														
	(E-mail・フリガナ) abc_def-Ilo0@aaa.co.jp (エービーシーアンダーバーディーイーエフハイフンアイエルオーゼロ@エーエー エードットシーオードットジェーピー)														

一元的な輸出証明書発給システム利用規約の他、誓約事項に記載の各項目に関して遵守することに同意しますか。

☒ 同意する

※ 国 税 局 処 理 欄

入 力 年 月 日

免許保有の有無

令和 年 月 日

国税局長 宛

事業者名
法人番号（法人のみ）
所 在 地
代表者名

輸出証明書発給システム登録事項変更届出書

輸出証明書発給システム利用申請書で登録した事項のうち、次の事項について変更します。

（変更する事項の□にチェックを入れ、変更する箇所のみ記載してください。）

1 事業者（輸出する者）

事 項		変 更 前	変 更 後
□事業者名	日本語表記		
	英語表記		
□所 在 地	日本語表記		
	英語表記		
□代表者名	日本語表記		

2 システム利用者

事 項	変 更 前	変 更 後
□所属部署		
□氏 名		
□フリガナ		
□電話番号		
□E-mail		

（注） 1 利用者を取り消す場合は変更前に、追加する場合は変更後に記載すること。

2 複数の利用者を変更等する場合には、別紙を作成して提出していただいても差し支えません。

※ 国 税 局 処 理 欄	入 力 年 月 日	
---------------	-----------	--

酒 税

令和 年 月 日

国税局長 宛

事業者名
法人番号（法人のみ）
所 在 地
代表者名

輸出証明書発給システム利用登録抹消届出書

輸出証明書発給システム利用登録について、（理由） のため、
登録を解消します。

※ 国 税 局 処 理 欄

入 力 年 月 日